

1 利用対象者

(1) このシステムは、以下のア～エの事業者区分のいずれかに該当する企業または団体のみが登録し、利用することができるものとします。

ア 排出事業者

事業活動に伴って排出されるプラスチックを産業廃棄物として処理委託または有価物として売却する事業者

イ リサイクラー

県内の事業所において、以下の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するプラスチックのリサイクルを行う事業者

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)(以下、「廃棄物処理法」という。)第14条第6項の許可を受け、廃プラスチック類の処分を行う事業者(産業廃棄物処分業者)

(イ) プラスチック原料をコンパウンドし、素材または原材料として提供する事業者(コンパウンダー)

(ウ) 有価物としてプラスチックのリサイクルを行う事業者(その他リサイクラー)

ウ 再生材利用事業者

以下の(ア)、(イ)のいずれかに該当する再生材を利用し製品の製造等を行う事業者

(ア) 再生材を利用しプラスチック製品の製造を行う事業者(プラスチック製品製造事業者)

(イ) 燃料としてRPFを利用する事業者(RPF利用事業者)

エ 分析業者

プラスチックの性状や物性などの分析を行う事業者

(2) 以下のア～エのいずれかに該当する場合、登録、利用はできません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団員と認められる場合。

イ 宗教法人又は宗教団体である場合。

ウ 廃棄物処理法第14条の3に基づく事業の停止の期間中である場合(リサイクラーに限る)。

エ 廃棄物処理法第14条の3の2により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない場合(リサイクラーに限る)。

2 利用者の責務

本システムの利用者は、本システムの利用に際し次の責務を負うこととします。

(1) 掲載する情報は最新のものとする。

(2) 虚偽の情報を提供しないこと。

(3) 情報を改ざんしないこと。

- (4) 有害な情報の送信または書き込みをしないこと。
- (5) 本システムに登録されている情報を登録者の承諾なく他者に提供しないこと。

3 登録の抹消

次の事項に該当した場合、本システムの利用登録を抹消します。

- (1) ID、パスワードを不正に使用した場合。
- (2) 1 (2) に該当した場合。
- (3) その他、本利用規約に違反した場合。

4 登録情報の変更等

利用者は、登録した内容に変更等が生じた場合、マイページから速やかに登録の変更をするものとします。

5 調査等への協力

本システムに登録した情報に疑義が生じた場合、三重県が調査・照会することがあります。登録事業者は、この調査・照会に協力することとします。

6 禁止行為等

本システムの利用に当たっては、以下に該当するまたはその恐れがある行為は行ってはなりません。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動もしくはそれに類似される行為
- (7) 本システムの運営を妨害する行為
- (8) その他、三重県が不相当と判断する行為

7 登録情報の削除

三重県は、利用者が登録した情報について、その内容が本システムの趣旨に沿っていない場合及び、本利用規約の「禁止行為等」に該当する場合は、承諾なく削除できるものとします。

8 取引交渉

取引交渉は、各利用者の間で直接行うものとし、三重県は特定の事業者のあっせんは行いません。

9 利用料

利用料は無料です。

10 法令の遵守

本制度を利用する事業者は、廃棄物処理法、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年 10 月 24 日三重県条例第 41 号）、その他法令を遵守しなければなりません。

11 廃棄物該当性に係る注意

廃棄物に該当するか否かについては、物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価格の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。新規で取引を行う場合は、廃棄物該当性を十分に確認のうえ取引を開始してください。

12 問題等の解決

本システムの利用に伴い生じた問題・事故等については、当事者間で解決することとし、三重県は一切その責任を負いません。